

下関市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令

上記議案を提出する。

令和6年3月27日

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

下関市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令

下関市教育委員会職員職名規程（平成17年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
(趣旨) 第1条 この規程は、下関市職員定数条例（平成17年条例第34号） 第2条第1項第8号に定める職員（校長及び教員を除く。）の職名を 定めるものとする。 別表（第2条関係） <table><tr><th colspan="2">組織上の職名</th></tr><tr><td>部長、理事、部次長、参事、課長、教育指導監、教育支所長、館長、 事務長、主幹、課長補佐、室長、室長補佐、教育支所長補佐、副館長、 所長、場長、館長補佐、事務長補佐、主査、主任、主任主事、主任技 師、副主任</td><td></td></tr><tr><th colspan="2">業務上の職名</th></tr><tr><td>教育調整監、指導主事、企画調整員、係長、班長、主事、司書、学芸</td><td></td></tr></table>	組織上の職名		部長、理事、部次長、参事、課長、教育指導監、教育支所長、館長、 事務長、主幹、課長補佐、室長、室長補佐、教育支所長補佐、副館長、 所長、場長、館長補佐、事務長補佐、主査、主任、主任主事、主任技 師、副主任		業務上の職名		教育調整監、指導主事、企画調整員、係長、班長、主事、司書、学芸		(趣旨) 第1条 この規程は、下関市職員定数条例（平成17年条例第34号） 第2条第1項第9号に定める職員（校長及び教員を除く。）の職名を 定めるものとする。 別表（第2条関係） <table><tr><th colspan="2">組織上の職名</th></tr><tr><td>部長、理事、部次長、参事、課長、教育指導監、教育支所長、館長、 事務長、主幹、課長補佐、室長、室長補佐、教育支所長補佐、副館長、 所長、場長、館長補佐、事務長補佐、主査、主任、主任主事、主任技 師、副主任</td><td></td></tr><tr><th colspan="2">業務上の職名</th></tr><tr><td>教育調整監、指導主事、企画調整員、係長、班長、主事、司書、学芸</td><td></td></tr></table>	組織上の職名		部長、理事、部次長、参事、課長、教育指導監、教育支所長、館長、 事務長、主幹、課長補佐、室長、室長補佐、教育支所長補佐、副館長、 所長、場長、館長補佐、事務長補佐、主査、主任、主任主事、主任技 師、副主任		業務上の職名		教育調整監、指導主事、企画調整員、係長、班長、主事、司書、学芸	
組織上の職名																	
部長、理事、部次長、参事、課長、教育指導監、教育支所長、館長、 事務長、主幹、課長補佐、室長、室長補佐、教育支所長補佐、副館長、 所長、場長、館長補佐、事務長補佐、主査、主任、主任主事、主任技 師、副主任																	
業務上の職名																	
教育調整監、指導主事、企画調整員、係長、班長、主事、司書、学芸																	
組織上の職名																	
部長、理事、部次長、参事、課長、教育指導監、教育支所長、館長、 事務長、主幹、課長補佐、室長、室長補佐、教育支所長補佐、副館長、 所長、場長、館長補佐、事務長補佐、主査、主任、主任主事、主任技 師、副主任																	
業務上の職名																	
教育調整監、指導主事、企画調整員、係長、班長、主事、司書、学芸																	

員、社会教育主事、文化財保護主事、事務職員、技師、栄養士、自動車運転手、教育技能士、校務技士、学校給食調理員 備考 この表において、「組織上の職名」とは下関市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年規則第35号）別表第1 級別標準職務表（1）行政職給料表級別標準職務表の教育委員会の事務部局の項に掲げる職名をいい、「業務上の職名」とは組織上の職名以外の職名で、業務の実施のために置かれるものをいう。	員、社会教育主事、文化財保護主事、事務職員、技師、栄養士、自動車運転手、教育技能士、校務技士、学校給食調理員 備考 この表において、「組織上の職名」とは下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号）別表5 等級別基準職務表（1）行政職給料表及び同表に掲げる職名並びに下関市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年規則第35号）別表第1 級別標準職務表（1）行政職給料表級別標準職務表の教育委員会の事務部局の項に掲げる職名をいい、「業務上の職名」とは組織上の職名以外の職名で、業務の実施のために置かれるものをいう。
---	--

附 則

この訓令は、公布日から施行する。

提案理由

文言を修正するため。

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

上記議案を提出する。
令和6年3月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部芳規

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

下関市教育委員会事務決裁規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第5条関係） 教育部長及び課長共通専決事項		別表第1（第5条関係） 教育部長及び課長共通専決事項	
旅 行 命 令 等	職 員 の 管 内 出 張 に 係	教育部長専決事項	課長専決事項
		教育部長、理事、部次長、参事及び教育部付の旅行命令に関すること。	課長、主幹等（主幹、美術館副館長、歴史博物館副館長、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム副館長及び高等学校事務長をいう。以下同じ。）及び所属職員の旅行命令に関すること。（下関市立学校職員に対する旅行命令に係る事務委任規程（平成17年教育委員会訓令第6号。以下「旅行命令規程」という。）に規定する学校職員に係るものを除く。）

るもの	理事、部次長、参事、教育部付、課長（高等学校長を除く。）、教育指導監及び主幹（旅行命令に規定する学校の旅行命令に関すること。）	所属職員（課長が指揮監督し、旅費条例の適用を受ける職員を除く。）、教育指導監及び主幹（旅行命令に規定する学校の旅行命令に関すること。）
るもの	管内出張以外の国内旅行に係るもの	

るもの	教育部長、理事、部次長、参事、教育部付、課長（高等学校長を除く。）、教育指導監（旅行命令に規定する学校の職員に係るものを除く。）	主幹等及び所属職員の旅行命令に関すること。（旅行命令に規定する学校の職員に係るものを除く。）
るもの	管内出張以外の国内旅行に係るもの	
外国旅行	教育部長以外の旅行命令等に関すること。（旅行命令に規定する学校の職員に係るものを除く。）	

	職員以外の者等の国内旅行に係るもの		職員以外の者及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第2項又は第203条の2第3項の規定により費用の弁償を受けることができる者の旅行命令等に関すること。
	職員以外の者等の国内旅行に係るもの		職員以外の者及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第3項の規定により費用の弁償を受けることができる者の旅行命令等に関すること。
に係るもの	職員以外の者等の国内旅行に係るもの		職員以外の者及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第3項の規定により費用の弁償を受けることができる者の旅行命令等に関すること。
服務	理事、部次長、参事、教育部付、課長(高等学校校長を除く。)、教育指導監及び主幹の服務に関すること。	教育部長、理事、部次長、参事、教育部付、課長(高等学校校長を除く。)及び教育指導監の服務に関すること。	主幹等及び所属職員の服務に関すること。

人事	非常勤の職員（地方公務員 法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の調査員及び嘱託員又は同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の任免に関すること。	所属職員の配置及び事務分担
公務災害	略	略
行政一般	略	略
	要綱又は要領の制定又は改廃に関すること。	要綱又は要領の制定又は改廃に関すること。
	略	略

別表第2（第5条関係）

教育政策課長専決事項	
(1) ～ (8) 略	
(9) 育児休業等に関すること。	
(10) 公印の管守に関すること。	
(11) 文書及び例規類整理保存に関すること。	
(12) 保存文書の廃棄に関すること。	
(13) 文書の收受、発送及び配付に関すること。	
(14) 各課、教育機関との連絡調整に関すること。	

別表第2（第5条関係）

教育政策課長専決事項	
(1) ～ (8) 略	
(9) 修学部分休業に関すること。	
(10) 高齢者部分休業に関すること。	
(11) 自己啓発等休業に関すること。	
(12) 配偶者同行休業に関すること。	
(13) 育児休業等に関すること。	
(14) 公印の管守に関すること。	
(15) 文書及び例規類整理保存に関すること。	
(16) 保存文書の廃棄に関すること。	
(17) 文書の收受、発送及び配付に関すること。	

	(18) 各課、教育機関との連絡調整に関すること。
別表第3（第5条関係）	別表第3（第5条関係）
課内室長等専決事項	課内室長等専決事項
(1) ～ (9) 略 (10) 職員以外の者及び地方自治法第203条第2項又は第203条の2第3項の規定により費用の弁償を受けることができる者の旅行命令等に関する。	(1) ～ (9) 略 (10) 職員以外の者及び地方自治法第203条の2第3項の規定により費用の弁償を受けることができる者の旅行命令等に関する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

事務の効率化を図るため決裁区分を見直し、所要の条文整理を行うもの。

下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。

令和6年3月27日

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(専決等) 第3条（略） 2 前項の場合において、規程別表第2教育政策課長特定専決事項第1号から第9号までを、職員課長特定専決事項として専決すること ができる。	(専決等) 第3条（略） 2 前項の場合において、規程別表第2教育政策課長特定専決事項第1号から第13号までを、職員課長特定専決事項として専決すること ができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

下関市教育委員会事務決裁規程別表第2教育政策課長特定専決事項の改正に伴い、文言を修正する必要があるため。

下関市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。
令和6年3月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(専決) 第5条 教育長は、第2条及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) (略) (2) 職員の分限（休職に限る。）に関すること。	(専決) 第5条 教育長は、第2条及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) (略) (2) 職員の分限（休職並びに下関市職員の分限に関する手続及び効果等に関する <u>条例附則第3項及び下関市学校職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例附則第3項の適用に限る。</u> ）に関すること。 と。 2・3 (略)

附 則

この規則は公布日から施行する。

提案理由

定年延長制度の施行に伴い、事務手続きの簡素化を図るため改正するもの。

下関市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。

令和6年3月27日

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

下関市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

下関市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（平成17年教育委員会訓令第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（災害の報告） 第2条 市立の学校の長は、市立の学校の学校医等（下関市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成17年条例第54号。以下「条例」という。）第1条に規定する学校医等という。）が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、それが公務によるものと認められるときは、速やかに公務災害発生届により下関市教育委員会に報告しなければならない。	（災害の報告） 第2条 市立の学校の長は、市立の学校の学校医等（下関市立の学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成17年条例第54号。以下「条例」という。）第1条に規定する学校医等という。）が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、それが公務によるものと認められるときは、速やかに公務災害発生届により下関市教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は公布日から施行する。

提案理由

文言を修正するため。

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。

令和6年3月27日

下関市教育委員会

教育長 磯部芳規

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成17年教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前										改正後									
別表（第2条関係）										別表（第2条関係）									
所属	職種	勤務時間	勤務時間の割振り			休憩時間	週休日	備考	所属	職種	勤務時間	勤務時間の割振り			休憩時間	週休日	備考		
			区分	始業時刻	終業時刻							区分	始業時刻	終業時刻					
学校保健給食課	教員	休憩時間除き、1週間当たり3時間45分	A	午前7時50分	午後4時35分	勤務時間中に1時間	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。	学校保健給食課	教員	休憩時間除き、1週間当たり3時間45分	A	午前7時50分	午後4時35分	勤務時間中に1時間	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。		
	技術士	同上	B	午前8時	午後4時45分	勤務時間中に1時間	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。		技術士	同上	B	午前8時	午後4時45分	勤務時間中に1時間	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。		
	給食センター	同上	C	午前8時10分	午後4時55分	勤務時間中に1時間	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。		給食センター	同上	C	午前8時10分	午後4時55分	勤務時間中に1時間	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。		

		分		分		タ 運 管 理 の 業 務 に 従 事 す る 職 員	一 職 休 憩 時 間 を 除 き、 週 間 当 た り 8 時 間 4 5 分	勤務時 間 中 に 1 時 間 と し、 そ の 時 限 は 所 属 長 が 行 う。	日曜日 及び 土曜日	勤務時 間 中 に 1 時 間 と し、 そ の 時 限 は 所 属 長 が 行 う。
		分	分	分	分					
南部学校 給食共同 調理場	D	午前 8 時 分	午後 5 時 0 分	午前 8 時 分	午後 5 時 0 分	A	全 員	中部学校 給食共同 調理場	日曜日 及び 土曜日	勤務時 間 中 に 1 時 間 と し、 そ の 時 限 は 所 属 長 が 行 う。
		午前 8 時 分	午後 5 時 0 分	午前 8 時 分	午後 5 時 0 分					
中部学校 給食共同 調理場	E	午前 8 時 分	午後 5 時 0 分	午前 8 時 分	午後 5 時 0 分	B	全 員	中部学校 給食共同 調理場	日曜日 及び 土曜日	勤務時 間 中 に 1 時 間 と し、 そ の 時 限 は 所 属 長 が 行 う。
		午前 8 時 分	午後 5 時 0 分	午前 8 時 分	午後 5 時 0 分					
吉見学校 給食共同 調理場	D	午前 8 時 分	午後 5 時 0 分	午前 8 時 分	午後 5 時 0 分	A	全 員	吉見学校 給食共同 調理場	日曜日 及び 土曜日	勤務時 間 中 に 1 時 間 と し、 そ の 時 限 は 所 属 長 が 行 う。
		午前 8 時 分	午後 5 時 0 分	午前 8 時 分	午後 5 時 0 分					
木屋川学 校給食共	B	午前 8 時 分	午後 5 時 0 分	午前 8 時 分	午後 5 時 0 分	B	全 員	木屋川学 校給食共	日曜日 及び 土曜日	勤務時 間 中 に 1 時 間 と し、 そ の 時 限 は 所 属 長 が 行 う。
		午前 8 時 分	午後 5 時 0 分	午前 8 時 分	午後 5 時 0 分					

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--